

## 課税仕入高計算表

(令和 年分)

(1) 事業所得に係る課税仕入高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
営業等課税仕入高	①	表イ-1の㉔C欄の金額 円	表イ-1の㉔D欄の金額 円	表イ-1の㉔E欄の金額 円	表イ-1の㉔F欄の金額 円
農業課税仕入高	②	表イ-2の㉔C欄の金額	表イ-2の㉔D欄の金額	表イ-2の㉔E欄の金額	表イ-2の㉔F欄の金額

(2) 不動産所得に係る課税仕入高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
課税仕入高	③	表イ-3の㉔C欄の金額	表イ-3の㉔D欄の金額	表イ-3の㉔E欄の金額	表イ-3の㉔F欄の金額

(3) ( ) 所得に係る課税仕入高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
損益計算書の仕入金額と経費の金額の合計額	④				
④のうち、課税仕入れにならないもの	⑤				
差引課税仕入高 (④-⑤)	⑥				

(4) 業務用資産の取得に係る課税仕入高	金 額	R1. 9. 30以前(※)		R1. 10. 1以後(※)	
		うち旧税率 6. 3%適用分	うち軽減税率 6. 24%適用分	うち標準税率 7. 8%適用分	
業務用固定資産等の取得費	⑦				
⑦のうち、課税仕入れにならないもの	⑧				
差引課税仕入高 (⑦-⑧)	⑨				

(5) 課税仕入高の合計額 ( ① + ② + ③ + ⑥ + ⑨ )	⑩	付表2-2の㉔C欄へ	付表2-1の㉔D欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の㉔A欄へ	付表2-1の㉔E欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の㉔B欄へ
--	---	------------	--	--

(6) 課税仕入れに係る消費税額の計算		
$\underline{\hspace{2cm}} \times 6. 3 / 108$ 税抜経理方式によっている場合、㉔旧税率6. 3%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑪	(1円未満の端数切捨て) 付表2-2の㉔C欄へ
$\underline{\hspace{2cm}} \times 6. 24 / 108$ 税抜経理方式によっている場合、㉔軽減税率6. 24%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑫	(1円未満の端数切捨て) 付表2-1の㉔D欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の㉔A欄へ
$\underline{\hspace{2cm}} \times 7. 8 / 110$ 税抜経理方式によっている場合、㉔標準税率7. 8%適用分欄の金額に輸入取引以外の取引に係る仮払消費税等の金額を加算して計算します。	⑬	(1円未満の端数切捨て) 付表2-1の㉔E欄へ ※旧税率適用分がない場合 付表2-3の㉔B欄へ

※ 令和元年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。